

【2014 国家一般職 専門試験より抜粋】

[一般職 政治学] 政治過程に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 ある政治的な争点が顕在化し社会的な論争を引き起こした場合、しばしば政策決定者は、この問題に関する意思決定をあえて行わず結論を先送りすることにより、論争の鎮静化を図る。こうした場合に政策決定者が行使する権力をP・バクラックとM・バラッツは非決定権力と呼んだ。
- 2 米国議会においては、政党規律の弱さを背景に、異なる支持者集団を代表する議員どうしが、それぞれの支持者集団の利益になるような政策を相互に邪魔をしあわず多角的に実現することにより、各自の再選確率を高めているという見方があるが、こうした政策実現のプロセスをログ・ローリング（丸太転がし）と呼ぶ。
- 3 N・パルスビーは、議会を「変換型」と「アリーナ型」に分類した。前者は内閣が提出した法案を議会が法律へと変換していくタイプであり、英国議会が典型であるとされ、後者は議員たちが次の選挙を意識して相互に政治家としての優劣を競う場としての議会という特徴を持ち、米国議会が典型であるとされる。
- 4 T・ロウイは、今日のアメリカの民主主義が、法の支配という形式的な正統性だけではなく、様々な利益集団が公式及び非公式の交渉を通じて政策的対立の解決を図るといって、多元的民主主義論の視点からの実質的な正統性をも備えているとして、これを「利益集団民主主義」と呼び肯定的に評価した。
- 5 T・スコッチポルは、多元主義的政治理論においては国家の存在が等閑視されてきたとしてこれを批判し、利益の表出や集約といった入力過程、討議や意思決定の過程、政策的な出力過程など、政治における中心的な過程がそこで進められる「場」としての国家概念の復権を唱えた。

[一般職 行政学] 我が国の公務員制度に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 明治憲法下においては、国の事務に携わる者は官吏とそれ以外の非官吏とに区別されており、官吏は天皇の任官大権に基づいて天皇の官吏として任命され、特別の義務を課せられると同時に厚い身分保障や恩給の支給などの特権を与えられていた。これに対し、親任官、勅任官、奏任官などの非官吏は、天皇の任官大権に基づいて任命されるが、官吏と同様の特権は与えられていなかった。
- 2 第二次世界大戦後、天皇主権から国民主権への転換を踏まえ、昭和22年に制定された国家公務員法においては、従来の官吏制に代わる新しい公務員制の根本基準が定められるとともに、これまでの無試験採用を改め、我が国において初めて公開競争による採用試験制が導入された。これによって、我が国の公務員の任用の仕方は、スポイルズ・シ

ステムからメリット・システムに転換された。

- 3 平成 19 年の国家公務員法改正により、国家公務員の再就職に関する規制として、各府省等職員が職員又は職員であった者について営利企業等に対して離職後の就職のあっせんを行うことを禁止すること、職員が自らの職務と利害関係を有する一定の営利企業等に対して求職活動を行うことを規制すること等が規定された。また、職員の離職に際しての離職後の就職の援助を行うとともに、官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行うため、内閣府に官民人材交流センターを設置することが規定された。
- 4 平成 20 年に国家公務員制度改革基本法が成立し、内閣による人事管理機能を強化し、弾力的な人事管理を行えるよう内閣官房に内閣人事局が設置された。これを受けて、平成 21 年に、幹部職員人事を各府省から切り離して、内閣による一元管理を行うこと等を内容とする国家公務員法等の一部を改正する法律案が国会に提出され、同年に成立した。
- 5 平成 25 年度以降、公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、国家公務員について 60 歳定年後に無収入期間が発生するため、雇用と年金の接続が課題となった。このため、平成 25 年 3 月に、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については一律にフルタイム官職に再任用するという国家公務員法の改正が行われた。

[一般職 憲法] 思想及び良心の自由に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア 憲法は、思想・信条の自由や法の下での平等を保障すると同時に、経済活動の自由も基本的人権として保障しているから、企業者は、経済活動の一環としてする契約締結の自由を有し、いかなる者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、法律その他による特別の制限がない限り、原則として自由に決定することができ、企業者が特定の思想、信条を有する者をその故をもって雇い入れることを拒んでも、当然に違法とすることはできないとするのが判例である。

イ 最高裁判所裁判官の国民審査は解職の制度であるから、積極的に罷免を可とするものがそうでないものより多数であるか否かを知ろうとするものであり、積極的に罷免を可とする意思が表示されていない投票は罷免を可とするものではないとの効果を発生させても、何ら当該投票を行った者の意思に反する効果を発生させるものではなく、思想及び良心の自由を制限するものではないとするのが判例である。

ウ 強制加入団体である税理士会が政党など政治資金規正法上の政治団体に金員を寄付することは、税理士会の目的の範囲内の行為であって、政党など政治資金規正法上の政治団体に金員の寄付をするために会員から特別会費を徴収する旨の税理士会の総会決議は、会員の思想・信条の自由を侵害するものではなく、有効であるとするのが判例である。

エ 労働組合法第 7 条に定める不当労働行為に対する救済処分として労働委員会が使用者に対して発するポスト・ノティス命令は、労働委員会によって使用者の行為が不当労働行

為と認定されたことを関係者に周知徹底させ、同種行為の再発を抑制しようとする趣旨のものであるが、当該命令が掲示することを求める文書に「深く反省する」、「誓約します」などの文言を用いることは、使用者に対し反省等の意思表示を強制するものであり、憲法第19条に違反するとするのが判例である。

オ 憲法の下においては、思想そのものは絶対的に保障されるべきであって、たとえ憲法の根本原理である民主主義を否定する思想であっても、思想にとどまる限り制限を加えることができないが、思想の表明としての外部的行為が現実的・具体的な害悪を生ぜしめた場合には、当該行為を一定の思想の表明であることを理由に規制することができ、当該行為の基礎となった思想、信条自体を規制の対象とすることも許されると一般に解されている。

- 1 ア, イ
- 2 ア, ウ
- 3 イ, オ
- 4 ウ, エ
- 5 エ, オ

[一般職 行政法] 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア 我が国に居住する外国人は、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。他方、外国に居住する外国人は、我が国の行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができない。

イ 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

ウ 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。同審査会は、開示決定等に係る行政文書の提示を諮問庁に求めることができ、当該諮問庁はこれを拒んではならない。

エ 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができ、その理由を提示する必要もない。

オ 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されているときは、当該第三者に対して意見書を提出する機会を必ず与えなければならないが、当該第三者が当該行政文書の開示に反対する意見書を提出した場合であっても、当該

行政文書の開示決定をすることができる。

- 1 ア, エ
- 2 ア, オ
- 3 イ, ウ
- 4 イ, エ
- 5 ウ, オ

[一般職 民法] 根抵当権に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア 根抵当権は、根抵当権者と根抵当権設定者との合意により設定することができるが、この根抵当権については、一定の範囲に属する不特定の債権を担保するものであることから、必ずしも極度額を定める必要はない。

イ 根抵当権の元本の確定前においては、その根抵当権の担保すべき債権の範囲の変更をすることができるが、元本の確定前にその変更について登記をしなかったときは、変更をしなかったものとみなされる。

ウ 根抵当権の極度額の変更は、利害関係を有する者の承諾を得なければ、することができない。

エ 根抵当権の元本の確定前においては、根抵当権者は、根抵当権設定者の承諾を得たときであっても、その根抵当権を譲渡することはできない。

オ 根抵当権の元本の確定後において、債務者が元本の確定時に存在した被担保債権の全額を弁済すれば、その根抵当権は消滅する。

- 1 ア, エ
- 2 ア, オ
- 3 イ, エ
- 4 イ, ウ, オ
- 5 ウ, エ, オ

[一般職 経済学] 第1財の消費量を x_1 、第2財の消費量を x_2 とし、これら2種類の消費財からなる効用関数が与えられている。第1財の価格を $p_1 = 2$ 、第2財の価格を $p_2 = 4$ 、所得を $I = 50$ とし、この I がすべて第1財及び、第2財に支出されているものとする。このとき、消費者が効用を最大化して行動した場合、ア～エの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- ア 効用関数が $u = x_1(2x_2 + 5)$ であれば、消費量の組合せは、 $(x_1, x_2) = (5, 10)$ となる。
- イ 効用関数が $u = x_1(2x_2 + 5)$ であれば、貨幣の限界効用は、7.5 となる。
- ウ 効用関数が $u = \min(x_1, 3x_2)$ であれば、消費量の組合せは $(x_1, x_2) = (15, 5)$ となる。
- エ 効用関数が $u = x_1 + 3x_2$ であれば、消費量の組合せは、 $(x_1, x_2) = (25, 0)$ となる。

- 1 ア, イ
- 2 ア, ウ
- 3 ア, エ
- 4 イ, ウ
- 5 ウ, エ

[財政学・経済事情] 我が国の財政制度等に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 財政には、資源配分の調整、所得の再分配、経済の安定化という三つの機能がある。このうち、経済の安定化は、政府がそのときの財政状況に対応して新たな財政的手段を打ち出すことによる自動安定化機能（ビルト・イン・スタビライザー）と、財政の中に制度的に組み込まれている裁量的な財政政策（フィスカルポリシー）に分けられる。
- 2 租税は、直接税と間接税に分類される。直接税は、法律上の納税義務者が税を財貨やサービスの価格に直接転嫁することにより、最終的な購入者がその税金を負担することを立法者が予定しているものであり、酒税や揮発油税などがある。一方、間接税は、法律上の納税義務者と担税者が一致することを立法者が予定しているものであり、相続税や贈与税などがある。
- 3 一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算のうち、特別会計については、特別会計に関する法律に基づき、平成 18 年度時点で 31 あった特別会計が、平成 23 年度には 17 まで減少した。その後、平成 24 年度に東日本大震災復興特別会計が新設された。
- 4 各年度の地方交付税の総額は、地方財政計画の歳入と歳出の差額（地方財源不足）を補填するなかで決定される。具体的には、地方交付税の法定率分などを基本とし、これに地方税などのその他の歳入を加えた合計額と、地方財政計画の歳出総額との間に乖離が生じる場合、平成 25 年度現在の補填スキームにおいては、国は負担せず、地方が赤字地方債（臨時財政対策債）を発行して全額負担することとなっている。
- 5 予算は、まず衆議院に提出され審議を受けなければならない。衆議院の予算委員会で

詳細に審議され、さらに本会議で審議、議決されたのち、参議院に送付され同様の手続を経て予算が成立する。参議院が衆議院と異なった議決をした場合は両院協議会を開くが、それでも意見が一致しない場合、両院協議会開催後 30 日以内に再度衆議院の予算委員会で審議され、本会議で審議、議決されることで予算が成立する。

[一般職 経営学] イノベーション・マネジメントに関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 イノベーション研究の第一人者である T. J. アレンが発見した重量級プロダクト・マネジャーは、企業外部の研究者コミュニティなどから得られる情報を、取捨選択し分かりやすく翻訳して技術者に伝達する役割を果たす。藤本隆宏は、重量級プロダクト・マネジャーの概念を発展させ、部門間調整と製品コンセプト推進の両方の機能を兼ね備えた、研究開発組織の強力なリーダーをゲートキーパーと定義した。
- 2 イノベーションの源泉には技術機会と市場機会という二つの捉え方がある。前者は、企業内で開発された新技術が製品化されることでイノベーションが生じるという考え方で、ダイヤモンド・プルと呼ばれる。後者は、製品の使用者であるユーザーが新製品のアイデアを出し、場合によっては試作品の開発まで行い、それを基に企業が製品化することでイノベーションが生じるという考え方で、テクノロジー・プッシュと呼ばれる。
- 3 W. J. アバナシーと J. M. アッターバックは、産業の発展段階とイノベーションの発生頻度の関係を明らかにした。流動期は製品コンセプト自体の流動性が高いので、製品イノベーションと工程イノベーションの発生頻度が共に高いが、支配的な製品デザインであるデファクト・スタンダードが確立される移行期には、製品イノベーションの発生頻度が下がり、工程イノベーションの発生頻度の方が高くなる。しかし固定期には、企業間で生産方法が共通化するので、製品イノベーションの発生頻度が上がり、工程イノベーションの発生頻度よりも再び高くなる。
- 4 製品アーキテクチャは、インターフェースの設計方法によって大きく二つに類型化される。一つはモジュラー型と呼ばれるもので、部品間で信号や動力をやりとりする連結部分であるインターフェースを標準化することで、機能と部品がほぼ一対一の対応関係を持つアーキテクチャである。他方、機能と部品が多対多の対応関係を持つアーキテクチャはインテグラル型と呼ばれ、部品間の相互依存問題が頻発するので製品全体を調整する必要が生じる。
- 5 業界標準をめぐる規格間競争のアプローチは、クローズド・ポリシーとオープン・ポリシーに大別される。両者を比較すると、一般的には、クローズド・ポリシーは自社規格の仕様を公開しないので標準を早期に獲得しやすいが、補完財の供給にも経営資源を割くので標準獲得後の利潤確保が難しくなるのに対し、オープン・ポリシーでは自社規格の仕様を公開するので互換製品が乱立して標準を獲得しにくいものの、補完財が安価

に大量供給されるので排他的に大きな利潤を確保しやすい。

[一般職 国際関係] 国際政治学におけるリアリズム（現実主義）とリベラリズム（理想主義，自由主義，国際協調主義）に関する次の記述のうち，妥当なのはどれか。

- 1 第一次世界大戦後，ウェールズ大学アベリストウィス校（現在のアベリストウィス大学）に国際政治学部が創られた。その創設者D.デーヴィスは，国際連盟への理解を深めるため，同学部に「ウッドロー・ウィルソン講座」を設けた。その講座の初代教授に就任したA.ジマーンは，国際法や国際機関の改善による主権国家体制の平和的組織化を説き，1936年に『国際連盟と法の支配』を著した。
- 2 1936年に「ウッドロー・ウィルソン講座」の第4代教授に就任したE.H.カーは，1939年に『危機の20年』を著して，ジマーンなどの立場をユートピア（空想主義）と評するリアリストを批判して，国際連盟の機能を回復させることこそが，第二次世界大戦を防ぐ最重要な方法であると主張した。しかし同著書の出版直後，ドイツはポーランド侵攻を開始した。
- 3 1948年にH.モーゲンソーはリアリズムの立場から『国際政治』を著して，第二次世界大戦後のアメリカ国際政治学界に大きな影響を及ぼした。モーゲンソーは，国際政治を「力と平和をめぐる闘争」と表現して，リベラルが重視する理念や規範よりも力の重要性を強調した。このような観点からモーゲンソーは，1970年代に入っても米国がベトナム戦争を続行することを主張して，H.キッシンジャーが主導する外交政策を宥和的だと批判した。
- 4 1980年代のアメリカ国際政治学界では，K.ウォルツのネオ・リアリズムとR.コヘインのネオ・リベラリズムとの論争が展開された。前者は，行為主体がアナーキーな国際関係の基本構造や国際制度の下で枠をはめられ，常に方向付けられると主張して，ラシヨナリズム（合理的選択論）の観点をとった。それに対して後者は，実際に行為主体がどのような考えや認識を持って行動しているかを探るべきだと主張して，コンストラクティヴィズム（構成主義）の観点をとった。
- 5 M.ドイルやB.ラセットによる民主的平和論は，国内政治体制の民主化，国家間の経済的相互依存の進展，そして国際社会の組織化によって国家間戦争の頻度が低下する，と主張するリベラルの安全保障論の流れに属する理論であるといえる。しかし，ラセットは，2003年のイラク戦争のような権威主義的政治体制を打倒するための武力行使を肯定しており，リアリズムの流れに属するともいえる。

[一般職 社会学] 社会における諸問題に関連する用語についての記述として最も妥当なのはどれか。

- 1 ホッブズ問題とは、大国どうしが深刻な対立に陥り、世界全体の秩序が不安定な状態のまま継続している状態をいい、この概念を提唱したT. パーソンズは、各国の有する主権を一部移譲した強力な国際機関を設立することが、この問題の解決に最も効果的であるとした。
- 2 エスノセントリズムとは、それぞれの民族集団が自律的に意思決定できる状態を理想とする政治思想のことであり、民族紛争が重大な国際問題となっている現在において、その思想の意義は世界的に高まっているとされる。
- 3 高齢化社会とは、65歳以上人口が総人口に占める割合である高齢化率が7～14%の社会であり、高齢社会とは、高齢化率が14%を超えた社会を指す。我が国の高齢化率は、2012（平成24）年において高齢化社会の水準にある。
- 4 予言の自己成就とは、将来のことについて予言をすることで、予言がなければそうならなかったかもしれないことが、実際にその予言どおりになることをいい、R. K. マートンは、支払不能の噂によって実際に支払不能になった銀行の事例などを挙げ、これを定式化した。
- 5 リスク社会とは、中世や近代における伝染病の流行や戦争などのように、生命を危険にさらす次元にまでリスクが達した社会のことをいい、U. ベックは、科学技術の進歩が停滞すると現代社会は再びリスク社会に戻る可能性があるとした。